

## 配信資料に関する技術情報（気象編）第 201 号

～平成 17 年 10 月 3 日に実施する細分区域の変更について～

茨城県、佐賀県及び大分県における細分区域をまたぐ市町村合併に伴い、各県で細分区域を変更します。この変更は平成17年10月3日（月）13時（日本標準時）から実施します。

今回の細分区域変更の対象となる市町村合併を下表に示します。細分区域変更により、合併後の新市の全域が同一の細分区域に含まれることとなります。また、各県における新旧細分図を別紙 1 から 3 に示します。

なお、この細分区域の変更に伴う区域名及び区域コードの変更はありません。

県名	新市名 (合併日)	合併対象市町村名	新市が属する細分区域 (10月3日13時から)		旧市町村が属する細分区域 (現行：10月3日13時まで)		
			一次	二次	一次	二次	
茨城県	桜川市 (H17.10.1)	西茨城郡岩瀬町	南部	県西地域	北部	県央地域	
		真壁郡真壁町			南部	県西地域	
		真壁郡大和村					
佐賀県	佐賀市 (H17.10.1)	佐賀市	南部	佐賀多久地区	南部	佐賀多久地区	
		佐賀郡諸富町					
		佐賀郡大和町					
		佐賀郡富士町					
		神埼郡三瀬村					
大分県	杵築市 (H17.10.1)	杵築市	中部		中部		
		速見郡山香町			北部		
		西国東郡大田村					
	由布市 (H17.10.1)	大分郡挾間町	中部		中部		
		大分郡庄内町					
		大分郡湯布院町					

### 細分区域変更の移行措置

細分区域変更の移行措置として、茨城、佐賀、大分各県内で発表した注意報・警報が変更実施時刻を過ぎる場合は、一旦、当該注意報・警報を全て解除し、変更実施時刻後に、改めて変更後の細分区域に対し注意報・警報を発表します。この際、「解除」電報には「この電文は、細分区域の変更に伴い発信したものです。新しい細分区域に対応した電文をまもなく発信します。」などと記述し、気象状況の変化による解除でない旨を記載することとします。注意報・警報の利用にあたっては、この点に留意頂きますようお願いいたします。

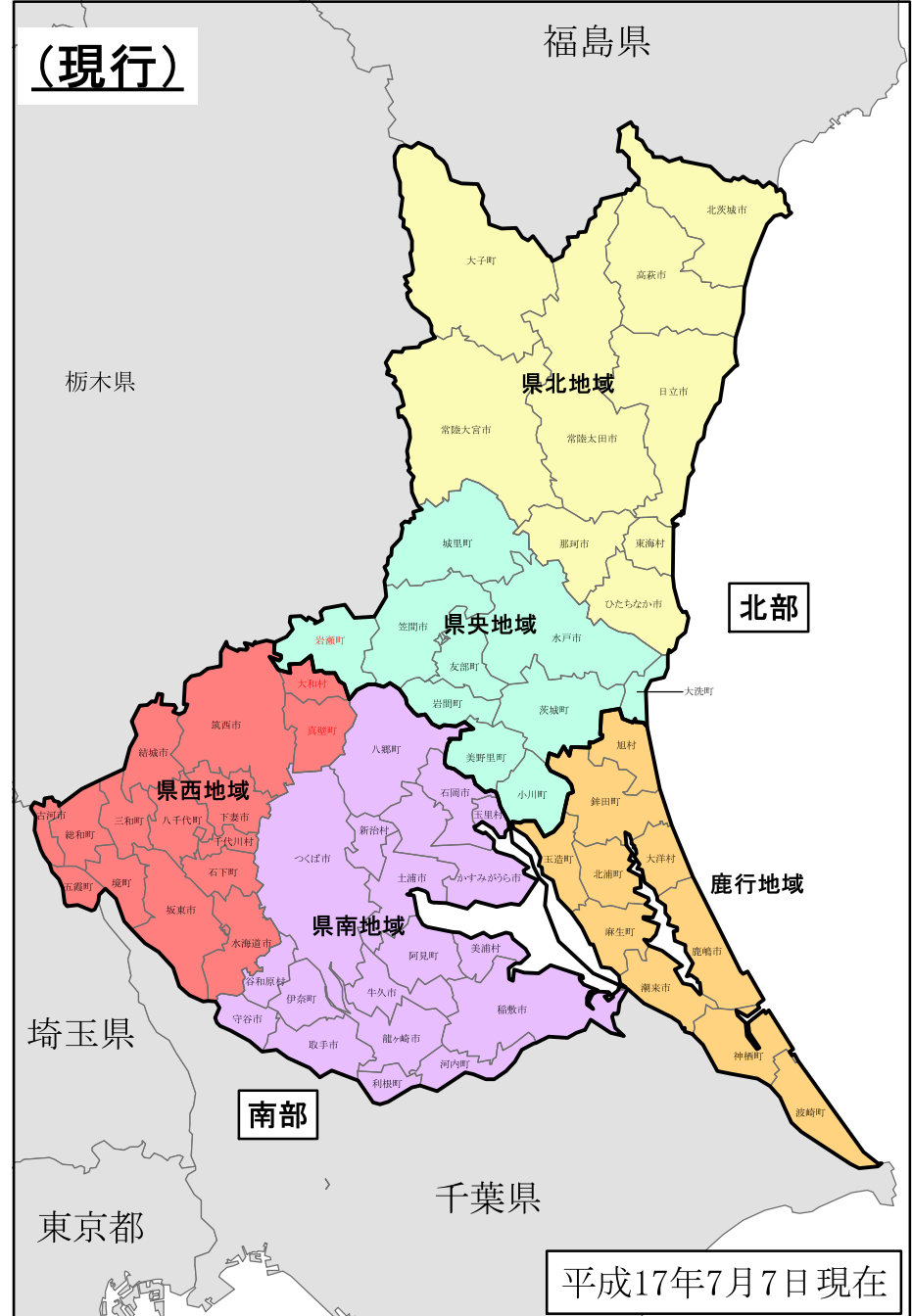
### [添付資料]

別紙 1：茨城県の新旧細分図

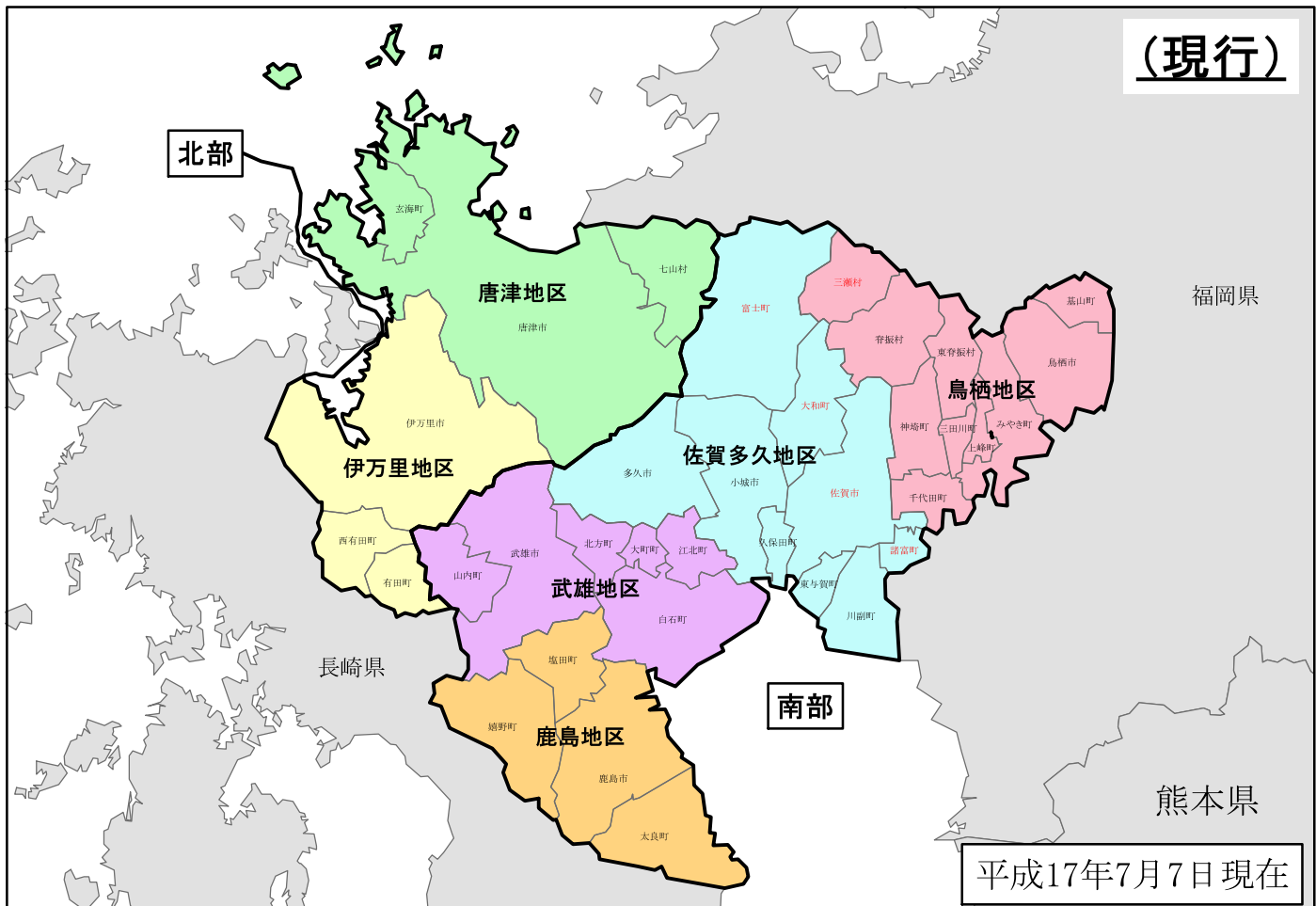
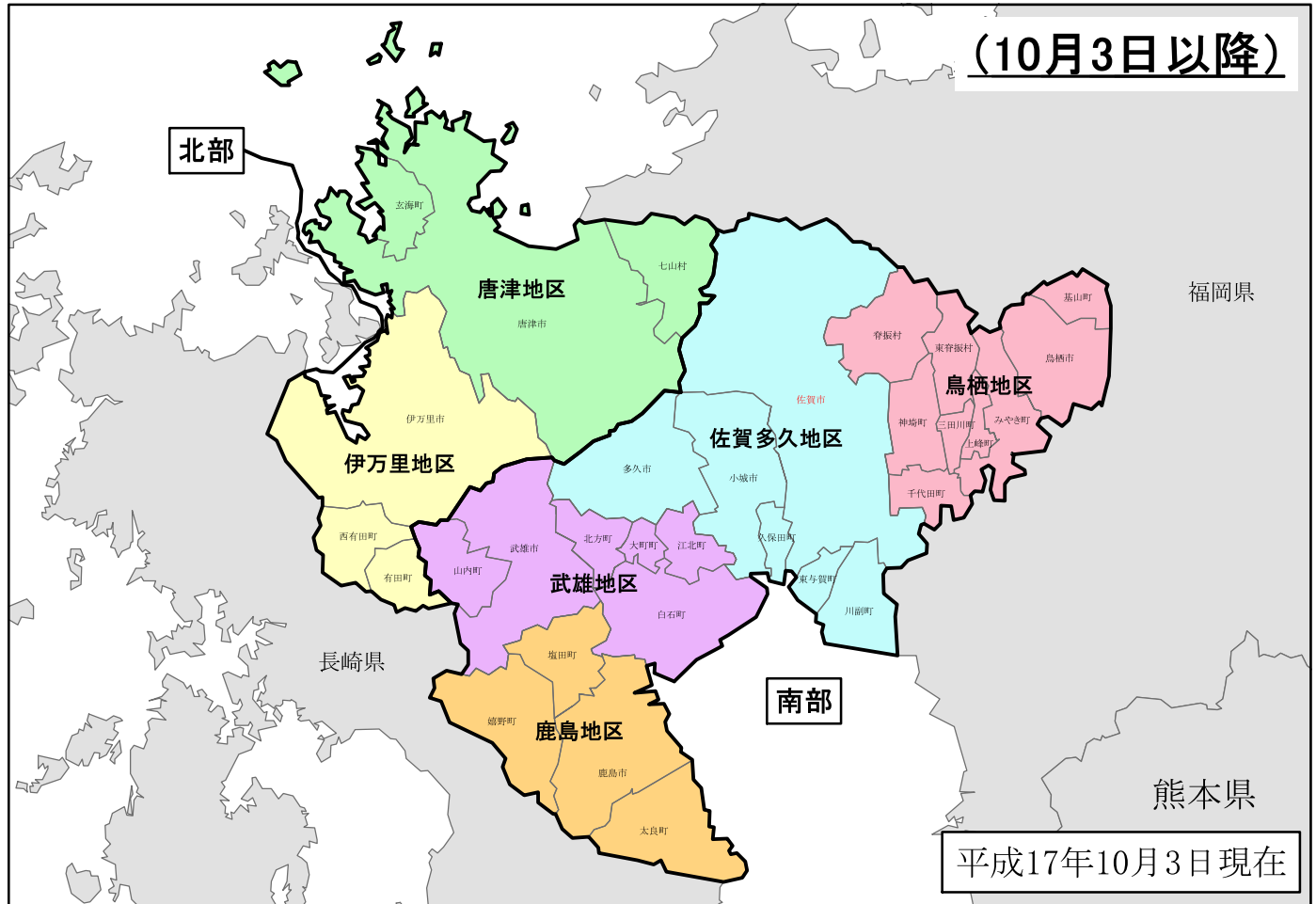
別紙 2：佐賀県の新旧細分図

別紙 3：大分県の新旧細分図

# 別紙1: 茨城県の新旧細分図



# 別紙2: 佐賀県の新旧細分図



# 別紙3: 大分県の新旧細分図

